

消費者トピックス

—消費生活センターだより No.46—

CASE1:「お試し」のはずが定期購入！？

未成年の通販トラブルも増加



インターネット通販で、「初回300円、〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上の定期購入が条件の契約のため、解約には4カ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のはずだ」と言うと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。

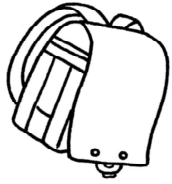
アドバイス

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

- ネット通販を始め通信販売では、クーリングオフ制度がありません。「お試し」「初回限定」「モニター」などと未成年がお小遣いで気軽に購入できる金額で広告している場合もあり、小・中学生が契約してしまっているケースもあります。商品を購入する際には、定期購入が条件となっていないか、条件となっている場合には継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。

CASE2: ネット通販トラブル

～詐欺的サイトトラブル～



孫娘が欲しがっているランドセルをインターネットで探したら、定価6万円のところ半額で販売しているサイトを見つけ、希望の色もあったので申し込んだ。翌日、受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので振り込んだ。振り込み確認後、1週間で届くはずが1カ月経っても届かない。その後、メールや申し込みフォームから催促をしても返信がない。サイトにも住所、電話番号は書かれていない。詐欺サイトだったのか。

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

アドバイス

- ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど、実体のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。正確な運営情報（特に電話番号）が記載されていないサイトでの買い物はやめましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。

ワンポイント

- 詐欺サイトを見抜く 4つのチェックポイント
 - ①連絡先が不明、住所・電話・責任者名などが記載されていない
 - ②日本語の表現が不自然
 - ③一般の流通価格より、極端に値引きされている
 - ④支払方法が銀行振込のみで、サイトの名称や運営者氏名と口座名義人が異なる

CASE3: 情報商材

～簡単に儲かる広告に惹かれて契約したものの…
解約したい！～



「必ず儲かる方法を教えます」と書かれた広告を見て、副業ビジネスの申し込みをした。約1万円で購入したマニュアルどおりに作業すると最初だけ報酬を得られた。その後、高額な情報商材の購入を執拗に勧誘されているがどうすればよいか。

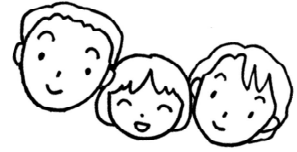
国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

アドバイス

- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。お金の儲け方は、FX自動売買、アフィリエイト、競馬必勝法などなど、さまざまで、若者や主婦も狙われています!! カリスマ投資家が顔写真で登場します。（もちろん、架空の人物ですが。）
- 契約時の説明と違い、サポートが無い、問い合わせでも対応してくれないケースや説明を受けていない条件を理由に返金保証に応じしてくれないケースなども。情報商材をきっかけに、ソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 契約前に内容を確認することが出来ないので、安易に信用して事業者に連絡しないでください。

CASE4: 訪問販売、次々商法

～周囲の見守りが重要です～



訪問販売で次々と羽毛布団などを買わされ、家の中に未使用の布団がたくさんある。2カ月前から同じ業者が何度も来て、勝手に部屋に上がり込み布団を置いていった。支払いは全て現金で、業者と一緒に郵便局に行ってお金を下ろしたこともあり、総額で400万円以上支払っている。契約書は6枚あるが、一度に300万円払ったものと最後に契約したものしか覚えていない。

アドバイス

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

- 訪問販売で、高齢者に布団などを次々と購入させるトラブルが後を絶ちません。一人暮らしや判断力が不十分な高齢者などを狙い、強引に契約させる手口が目立ちます。複数の事業者が入れ代わり立ち代わり販売を行うケースもあります。
- このようなトラブルでは、被害に遭ったことを恥だと感じたり業者に対して恐怖心を抱いたりして誰にも相談せずに被害が拡大してしまうことがあるため、身近な人による見守りが不可欠です。周囲の人は、ちょっとしたことでも、異変に気付いたら積極的に声を掛けてみて、相談先に繋いでください。

下関市消費生活センターでは、消費者契約に関する様々なご相談について、電話や面談でアドバイスをしています。

「契約トラブルはイヤヤ」「泣き寝入りはイヤヤ」

そんな時には、お気軽にご相談ください。

書面等があればお手元に用意して、まずはお電話を。

消費者ホットライン
☎188(局番なし)
ガイダンスに従ってお住いの地域の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活センターへつながります。

下関市消費生活センター TEL(083)231-1270

〒750-8521 下関市南部町1-1 市役所本庁舎西棟5F

相談時間：月～金(祝日除く) 8時30分～16時30分